

告示第 47 号

太子町妊婦健康診査費助成事業実施要綱（平成 18 年告示第 62 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 27 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 3 条第 1 項中「93,500 円」を「121,000 円」に、「118,500 円」を「146,000 円」に改める。

第 7 条中「一般社団法人兵庫県医師会」の次に「等」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

助成券の種類	助成金額	枚数	使用方法
20,000 円券	上限 20,000 円とした実額	1 枚	本券、10,000 円券または 5,000 円券を、各回の健康診査につき 1 枚使用
10,000 円券	上限 10,000 円とした実額	3 枚	本券、20,000 円券または 5,000 円券を、各回の健康診査につき 1 枚使用
5,000 円券	上限 5,000 円とした実額	10 枚 (多胎の場合 にあつては 15 枚)	本券、20,000 円券または 10,000 円券を、各回の健康診査につき 1 枚使用
1,500 円券	上限 1,500 円とした実額	5 枚	20,000 円券、10,000 円券または 5,000 円券と併せて、1 回の健康診査で複数枚使用可能
1,000 円券	上限 1,000 円とした実額	10 枚	20,000 円券、10,000 円券または 5,000 円券と併せて、1 回の健康診査で複数枚使用可能
3,500 円券	上限 3,500 円とした実額	1 枚	20,000 円券、10,000 円券または 5,000 円券と併せて、子宮頸がん検診で使用可能

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の太子町妊婦健康診査費助成事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日以降の申請について適用し、令和8年3月31日以前の申請については、なお従前の例による。